

○学術院、研究群及びグローバル教育院が相互に連携して運営する学位プログラムについて

〔令和元年12月26日〕
教育担当副学長決定

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第38条第4項及び第46条第3項に規定する教育担当副学長が指定する学位プログラムは、次の表のとおりとする。

学術院	研究群	学位プログラム
理工情報生命 学術院	システム情報工学研究群	ライフイノベーション（生物情報）学位プログラム
	生命地球科学研究群	ライフイノベーション（食料革新）学位プログラム
	生命地球科学研究群	ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム
	生命地球科学研究群	ライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラム
人間総合科学 学術院	人間総合科学研究群	ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム
	人間総合科学研究群	ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム

附 記

この決定は、令和2年4月1日から実施する。